

総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等(各省確認後)	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	法律	511 (512)	健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	明示的同意を受けた匿名化された健診・レセプトデータの2次利用 (黙示的同意をうけた匿名化された健診・レセプトデータの2次利用)	個人情報の保護に関する法律	「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を補完する事例集(Q&A)について(平成30年1月15日付事務連絡)において、①要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であること、②個人を特定し得ない統計データであれば、個人情報ではないため第三者提供に本人の同意は必要としないこととする旨、記載した。	平成30年1月15日事務連絡発出済	厚生労働省	
2	法律 省令 告示	3242	ながさき海洋・環境産業拠点特区	外国人技能実習制度の期間拡大の特例措置を講じ、より多くの熟練した専門技術の習得を可能とする特例措置を行う。 ○拡大期間:5年間(現行3年間) ○根拠:現行法在留期間の最大年限(出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項) ○対象企業:県内大手造船所、及び関連企業 ・平成22年7月の制度改正の趣旨を更に十分理解し、対象企業等による講習会開催など適切な管理体制をとることにより、更に、制度の適正な運営を行っていく。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令 (出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令、技能実習制度推進事業運営方針(平成26年4月1日一部改正 厚生労働大臣告示))	外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」(以下「技能実習法案」という。)を平成27年3月6日に第189回国会(常会)に提出し、平成28年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)が成立した。技能実習法には、管理監督体制の抜本的強化とともに、優良な受け入れ機関等における技能実習期間の延長(最大2年間)等が盛り込まれている。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。平成28年11月18日成立、平成29年11月1日施行。)にて措置済み。	法務省 厚生労働省	